

東海学院大学教育後援会会則

第1条 本会は、東海学院大学教育後援会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の事務局を、岐阜県各務原市那加桐野町5丁目68番地、東海学院大学（以下「大学」という。）内に置く。

第2条 本会は、大学の建学の精神及び教育方針に則り、大学の教育事業の充実、及び教育施設の向上に寄与し、併せて本会会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 一 大学の教育上必要な施設の充実及び学術研究の援助に関すること。
- 二 教職員及び学生の厚生福利の充実に関すること。
- 三 大学と保護者との連携等を図る事業に関すること。
- 四 その他の本会の目的を達成するに必要と認める事業に関すること。

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- 一 普通会員 大学に在籍する学生の保護者
- 二 賛助会員 大学の趣旨に賛同し、これに援助を与える者
- 三 名誉会員 本会のために功労あった者、または多額の寄付者

第5条 本会に次の役員を置き、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- | | |
|------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 1 名 |
| 会 計 | 1 名 |
| 会計監査 | 2 名 |
| 監 事 | 若干名 |

2 役員に欠員が生じたときは、役員会の選任を経て、補充することができる。補充による役員
の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了後も次期役員が決定するまで前任者がその業務を執り行う。

第6条 本会に代表委員及び参与を置き、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 一 代表委員 数名を会員の中から互選し、役員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 二 参 与 若干名
 - (一) 会長経験者

(二) 大学教職員の中から会長が委嘱する。

2 代表委員とは、会員からの囑託を受け、総会の構成員として総会においてその意見を述べ、会務について質問するとともに、議決権を行使して、本会の意思決定に参加する。

3 会員は、代表委員について、不適任と認められる客観的事由がある場合には、会長に対し、その解任を請求することができる。

第7条 事務局を大学総務課に置く。また、必要により別に事務担当を配置することができる。事務担当者は会長が委嘱する。ただし、有償にて委嘱する場合には、役員会の承認を経なければならない。

第8条 本会役員は次の職務を行う。

一 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある時は、会長の職務を代行する。

三 会計は、本会の全ての収入支出を掌握し、総会において予算及び決算報告をする。

四 会計監査は、本会の会計及び収支決算を監査し、総会において報告する。

五 監事は、本会の会務並びに会計を監査し、必要に応じ総会その他の会議に出席し、意見を述べる。

第9条 本会参与及び事務局は次の職務を行う。

一 参与 本会会務に参与する。

二 事務局 本会における事務全般を執行する。

第10条 役員は、総会において、代表委員の中から互選により選出する。

第11条 本会は必要に応じて、総会、役員会及び委員会を開くものとする。

第12条 定時総会は、毎年1回開き、役員及び代表委員で構成する。具体的日時は、会長が決定する。

ただし、総会の招集通知は、遅くとも総会開催日の2週間前には、送付しなければならない。

一 総会は、役員及び代表委員の過半数の出席（委任状提出者を含む）をもって成立する。

二 総会は、役員、会則の改正並びにその他の重要事項について議決し、事業計画、年度予算及び決算の報告を受け、これを承認する。

三 総会議長には会長がこれに当たり、その議事は出席者の過半数の同意をもって成立する。

四 代表会員は総会に出席して意見を述べることができる。

五 総会は、役員会の議決を経て、臨時に開催することができる。

第13条 役員会は、必要に応じてその都度会長が招集し、役員の過半数の出席（委任状提出者を含む）をもって成立し、総会の議決に基づく事業の具体的な運営方法を協議し、出席者の過半数の同意をもって決する。

第14条 委員会は、役員及び代表委員で構成され、役員及び代表委員の過半数の出席（委任状提出者を含む）をもって成立し、役員より諮問された付議事項の協議及び重要会務を評定し、出席者の過半数の議決をもって決する。

第15条 本会の経費は、議決された予算を基に、会員の会費及び篤志金等を持って支弁する。

2 本会の会費は、次のとおりとする。

- 一 入会金 3,000円 入学時に全額納入
- 二 会費（普通会員） 年額 20,000円 原則毎年3月に納付
会費（賛助会員） 年額 1010,000以上とし、本会に随時納入
会費（名誉会員） 篤志金、寄付金等
- 三 9月卒業者の会費は、正会員の会費の二分の一の額とする。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の会則変更は委員会の決議によって行い、総会に報告する。

附 則 本会則は昭和56年7月13日より執行する。

附 則2 本会則は平成3年4月8日より執行する。

附 則3 本会則は平成10年4月8日より執行する。

附 則4 本会則は平成14年4月8日より執行する。

附 則5 本会則は平成15年4月8日より執行する。

附 則6 本会則は平成16年4月8日より執行する。

附 則7 本会則は平成19年4月4日より執行する。

附 則8 本会則は平成31年4月1日より執行する。